平成２３年（フ）第６４１号
静岡市清水区村松１丁目４－７　エクセレント村松Ａ202、住民票上の住所静岡市清水区万世町２丁目６番12号
債務者　松永　通子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９０号
岡山県玉野市御崎２丁目13番２号
債務者　幡　　保
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８３号
岡山市東区一日市191番地
債務者　大橋　中一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６２号
岡山市中区平井1182番地21
債務者　川島　末雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７１号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目48番地の８エコーハイツ205
債務者　河原　俊作
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７２号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目48番地の８エコーハイツ205
債務者　河原千恵美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０６号
静岡市葵区吉野町１番７号　エクセルＳ102号
債務者　宮崎　道子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１号
熊本県八代市水島町2971番地２
債務者　潮崎　京子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０７９６号
東京都新宿区西落合２丁目５―12―401
債務者　塩田　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３４０号
東京都板橋区舟渡２丁目34―15―301　第二荒井コーポ
債務者　川口　昌幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３９７号
東京都新宿区上落合１丁目23―６―101
債務者　鴨下　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７１８号
東京都大田区南久が原１丁目13―７
債務者　立石　末人
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７１９号
東京都台東区上野公園17―９　社会福祉法人厚生会更生施設しのばず荘４Ｆ19号室、住民票上の住所東京都足立区宮城１丁目10―７
債務者　梨本　富夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０号
長野県佐久市前山311番地６
債務者　菅　　博
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２３８号
釧路市新橋大通３丁目１番９号　ノースコート新橋272号室、住民票上の住所釧路市新橋大通３丁目１番272号
債務者　板谷　翔子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所